

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成 26 年 3 月 31 日

担	東京労働局労働基準部 監督課長 岡田 直樹 主任監察監督官 本間 裕之
当	電話 03 ( 3512 ) 1612

## 平成 25 年の 1 年間に都内の道路貨物運送業 195 事業場を臨検監督 ～うち、148 事業場 ( 75.9% ) に法令違反～

東京労働局 ( 局長 伊岐典子 ) は、管下 18 労働基準監督署 ( 支署 ) において、平成 25 年に東京都内の道路貨物運送業を営む 195 事業場に対して実施した監督指導の結果を次のとおり取りまとめた。

### 監督指導実施結果

平成 25 年の臨検監督実施事業場数 195 事業場  
うち違反事業場数 148 事業場 ( 違反率 75.9% )

労働時間に関する違反は半数を超える 101 事業場 ( 51.8% ) で認められた。詳細は下記 1 参照

道路貨物運送業は交通事情や配送先の事情により運行が左右されるため総じて労働時間が長く、自動車運転者を中心に長時間労働が常態化する傾向にあり、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場も少なくないなどの問題点が認められる。

このため、道路貨物運送業に対する監督指導は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止を主眼として、労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 ( 別紙参照：以下「改善基準告示」という。 ) の遵守の徹底等を図ることを目的として実施している。

### 今後の対応方針

監督指導の結果を踏まえ、今後も引き続き長時間労働が原因で交通労働災害や労働者の健康障害を発生させた事業場等を対象として監督指導を行うこととし、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている ( 下記 2 の事例参照 ) 。

## 1 監督指導実施結果

### (1) 148 事業場に労働基準法等の違反

監督指導を実施した 195 事業場のうち、労働基準法等の法令違反が認められた事業場は 148 事業場 (75.9 %) であった。

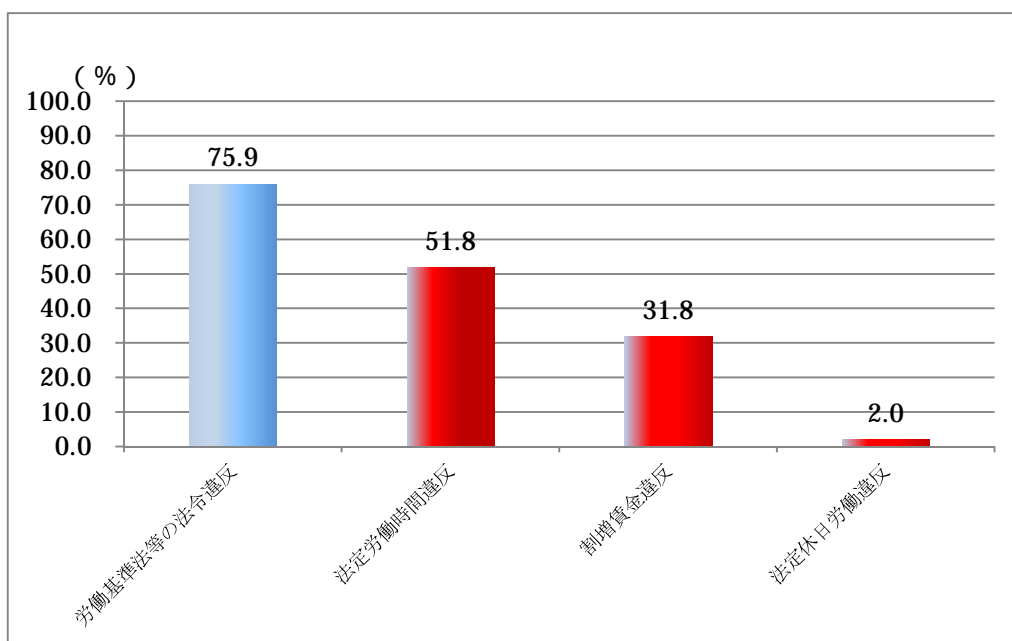
法定労働時間に係る違反 (注 1)

(労働基準法第 32 条) 101 事業場(51.8%)

割増賃金に係る違反(労働基準法第 37 条) 62 事業場(31.8%)

法定休日に係る違反(労働基準法第 35 条) 4 事業場( 2.0%)

(注1) 「法定労働時間に係る違反」とは、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させる場合に、時間外労働に関する協定届(以下「36協定」という。)を所轄の労働基準監督署に届け出していない場合又は36協定で定める時間を超えて時間外労働を行わせた場合が挙げられる。



### (2) 86 事業場で改善基準告示違反

道路貨物運送事業者は労働基準法等の法令のみならず、改善基準告示の遵守も求められている。

監督指導を実施した 195 事業場のうち、改善基準告示違反が認められたのは 86 事業場 (44.1 %) であった。

総拘束時間に係る違反(改善基準告示第 4 条第 1 項第 1 号)

57 事業場(29.2%)

最大拘束時間に係る違反(同法第 1 項第 2 号)

63 事業場(32.3%)

休息期間に係る違反(同項第 3 号)

33 事業場(16.9%)

最大運転時間に係る違反(同項第 4 号)

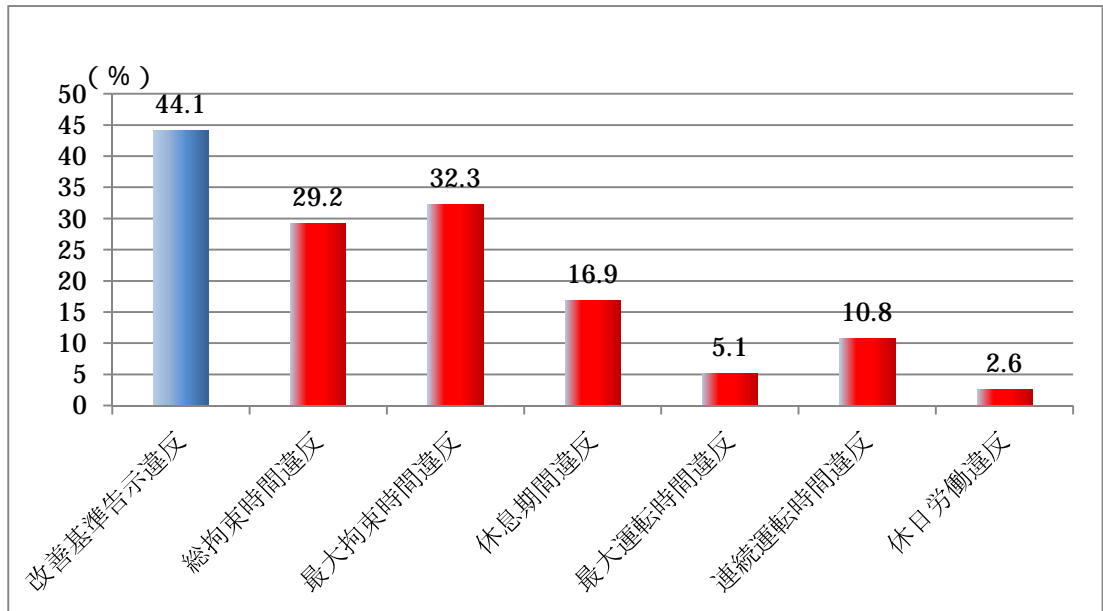
10 事業場( 5.1%)

連続運転時間に係る違反(同項第 5 号)

21 事業場(10.8%)

休日労働に係る違反(同条第 5 項)

5 事業場( 2.6%)



## 2 監督指導・送検の事例

### (1) 監督指導事例

#### 労災請求を契機に監督を実施したところ、長時間労働等が認められた業者を指導

脳出血で死亡した労働者（以下、「被災労働者」という。）の遺族からの労災請求を契機に食品の配送を行うA社を臨検したところ、被災者の死亡直前6か月間に毎月100時間を超える時間外労働（最長の月は188時間）が認められ、被災者以外の労働者にも1か月100時間を超える違法な時間外労働が認められた。また、改善基準告示で定める1か月の最大拘束時間（293時間）を超えており、労働条件通知書の交付がなく、所定労働時間が明確に定められていない等基本的な労働条件の整備もなされていなかったため、法令違反に対して是正勧告を行うとともに、労働条件に関する規定の整備や労働時間管理及び拘束時間の削減、長時間労働者への医師による面接指導（注2）を指導した。

（注2） 「長時間労働者への医師による面接指導」とは、労働安全衛生法において、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導を実施することを事業主に義務付けているものである。

### (2) 送検事例

#### 事故で死亡した運転者の労働時間が労働基準法に違反していたため事業主を書類送検

タンクローリーの運転手が運転中崖下に転落し死亡する事故が発生したため、運転者を使用する貨物自動車運送業のB社に災害調査を行ったところ、死亡した運転者に1か月80時間を超える違法な時間外労働が認められた。また、当該事業主に対しては過去にも法定労働時間に関する違反で是正勧告を行っており、繰り返しの違反が認められたことから、捜査に着手し、B社及びB社の代表取締役を書類送検した。

### 3 今後の対応方針

道路貨物運送業においては、法定労働時間に関する違反率が高く、改善基準告示違反も引き続き認められることから、今後も長時間労働が原因で交通労働災害や労働者の健康障害を発生させた事業場など長時間労働のおそれのある事業場に対し重点的な監督指導を行うこととしている。

また、重大又は悪質な事案に対しては、上記2の(2)のように司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている。

さらに、道路貨物運送業については、荷役作業を中心として労働災害が多発しており、休業4日以上の死傷災害は全産業の1割を占めるなどの問題が認められることから、「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(注3)に基づく取組を陸運関係行政機関と緊密な連携のもと、関係者に要請する等、引き続き労働災害防止に取り組むこととする。

(注3) 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

荷主等の構内等で行われる荷役作業における労働災害の防止のために、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示したもの(平成25年3月厚生労働省策定)。